

# 第1章

## 信書便事業に関する取組

信書便事業は平成15年から新たに参入が可能となりました。

平成27年には信書便法が改正されたこともあり、  
総務省では、全国各地で信書便事業に関する周知・広報に取り組んでいます。

また、信書の秘密の確保や事業者の適正な管理監督のため、  
総務省としても必要な施策を講じているところです。

この章では、こうした信書便事業に関する総務省の取組のほか、  
信書便事業の最新の動向、業界団体の活動についてご紹介します。



### 信書便事業に関する施策・業界の動向…………… 2

- ① 「特定信書便事業の安定的な運営の確保
- ② 個人情報保護の推進



### 信書便事業の現況 …………… 9

- ① 参入事業者数と役務別提供者数の推移
- ② 参入事業者の規模、主たる事業
- ③ 地域別参入状況
- ④ 引受通数の推移
- ⑤ 売上高の推移



### その他の取組 …………… 15

- ① 「特定信書便マーク」について
- ② 一般社団法人信書便事業者協会の活動について



# 信書便事業に関する 施策・業界の動向

## 1 特定信書便事業の安定的な運営の確保

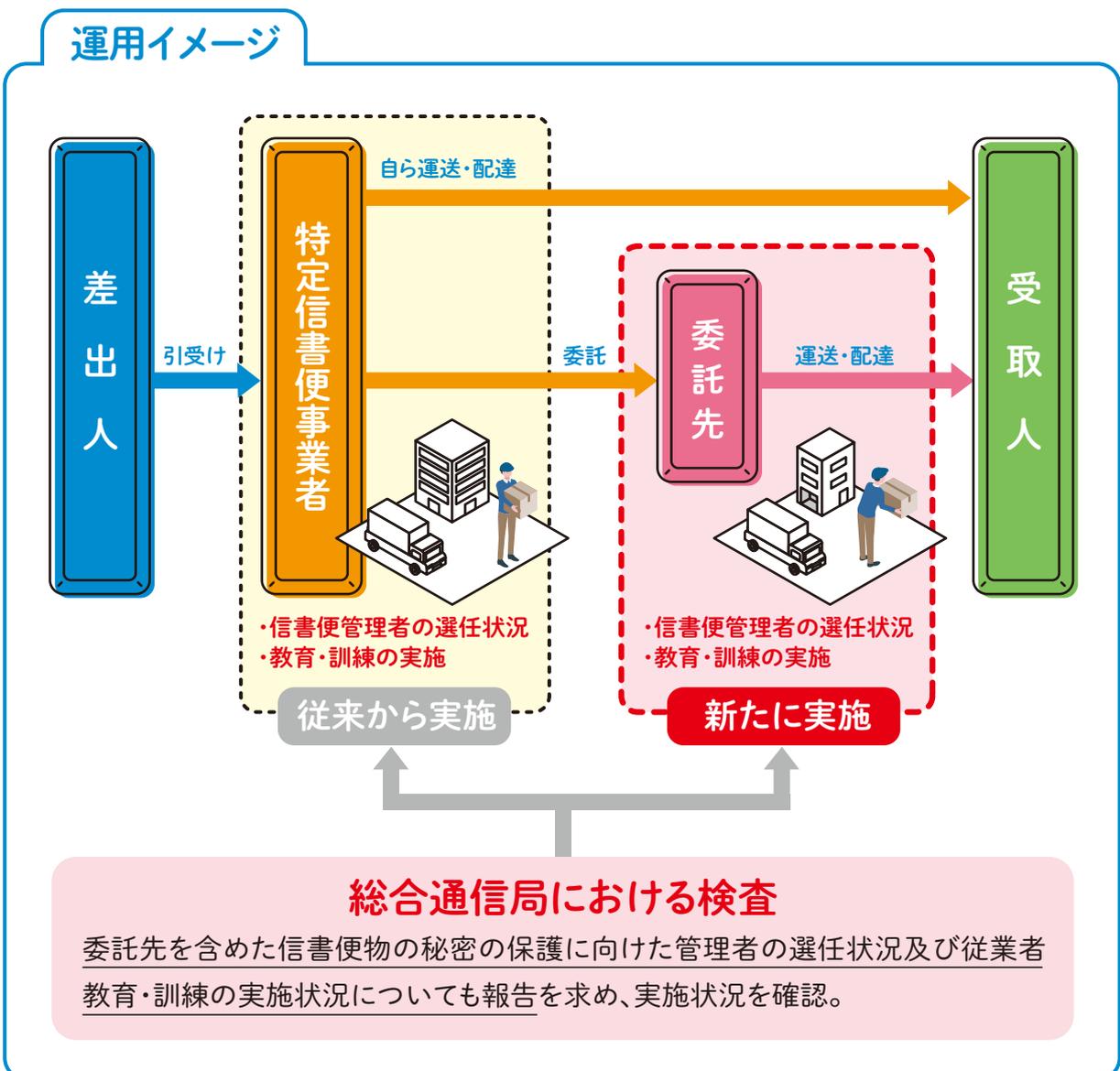
### 1 特定信書便事業の委託先の管理

昨今、物流業界では、人手不足が問題になっており、特定信書便事業についても、業務の一部の委託が増加することが予想され、信書便事業の適正な管理のため、委託先の管理を確実に行うことがますます重要になってきています。そのため、検査にあたっては、新たに委託先の事業場における信書便管理者の選任状況について確認することとしました。

また、信書便物の秘密の確保に向けた委託先の従事者に対する教育・訓練の実施状況について確認し、実施状況が適切でない場合には是正の指示を行うこととしました。

教育・訓練の例としては、定期的な講習会の受講、テキストを基にした教育、確認テストの実施などがあります。

(一社)信書便事業者協会においても、新たに委託先を対象とした講習会を開始しています。



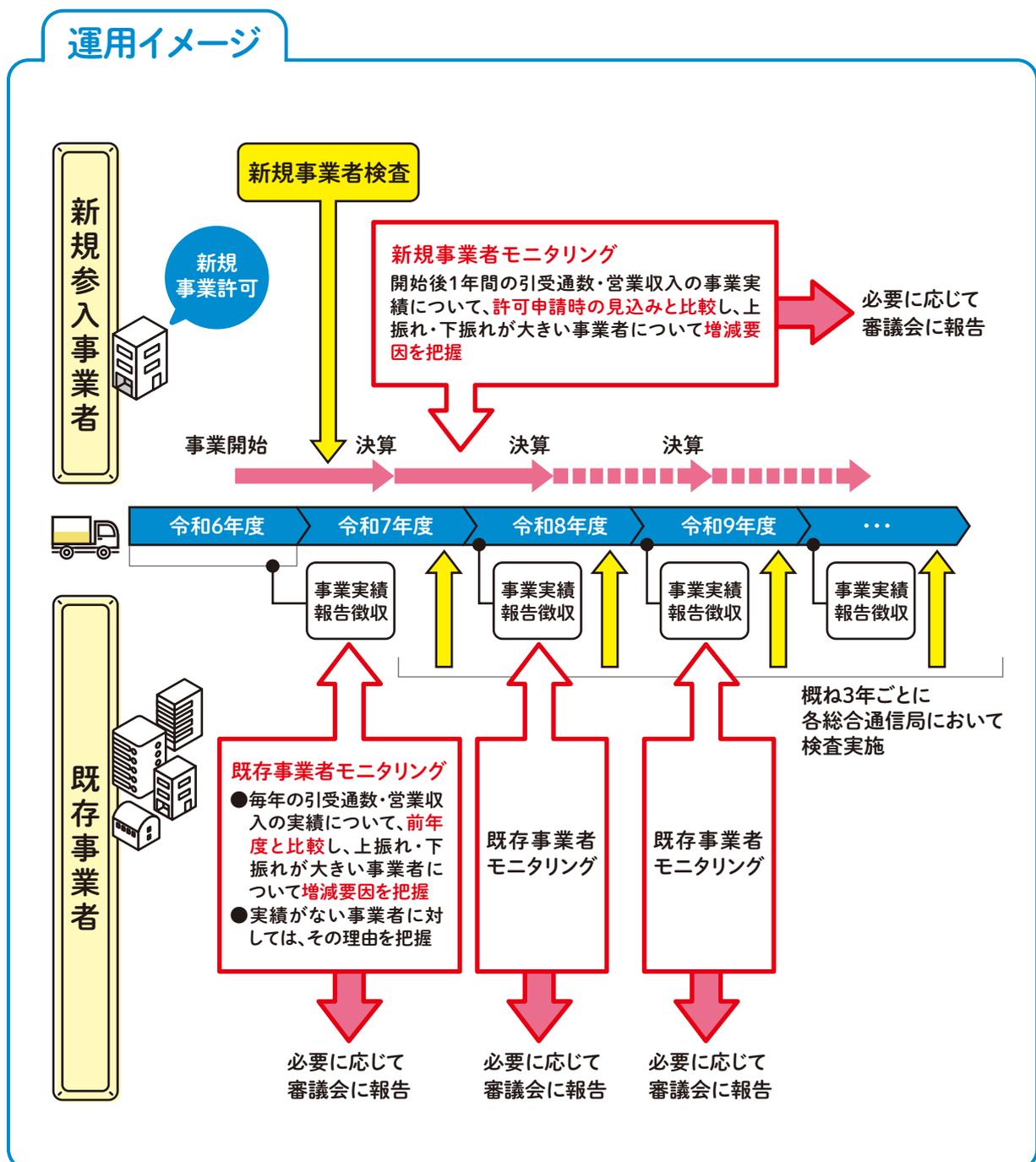
## 2 特定信書便事業者へのモニタリング

特定信書便事業者の適正な管理監督のため、経営状況が大きく変化している事業者に対しヒアリングを実施することといたしました。

具体的には、新規参入事業者については、引受通数・営業収入に関し、申請時の収入見込みと事業実績報告時の乖離が大きい場合、その増減理由を当該事業者

に確認いたします。既存の特定信書便事業者についても、引受通数・営業収入に関して、前年度の事業実績報告との乖離が大きい場合は、その増減理由を当該事業者

に確認いたします。また、事業実績がない事業者に対してもその理由を当該事業者に確認いたします。



## 2 個人情報保護の推進

信書便事業分野においては、憲法上の要請に基づき信書便法に規定されている信書の秘密の保護に加え、個人情報についても個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)に基づき、その適正な取扱いを確保することが重要です。

総務省では、信書便事業者が信書の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るための指針として、平成20年3月に「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」を定めました。また、ガイドラインの内容を分かりやすく説明している「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」を併せて定

めています。信書便事業者はこのガイドラインに基づき、氏名や生年月日など特定の個人を識別する情報、いわゆる個人情報の取扱いについて、例えば利用目的をできる限り特定することや、本人の同意を得ない第三者提供を制限することなど、適正な取扱いをすることが求められています。

信書便事業者は、このガイドラインの規定に加え、信書便管理規程(P24参照)において、顧客情報を安全に管理するよう措置を講じることになっています。

令和6年3月には「個人データ」の範囲及び「漏えい等」の考え方の追加を主な内容とする「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」が改正され(第14条)、同年4月から施行されています。



信書便事業分野における個人情報の保護について  
(総務省ホームページ)

[https://www.soumu.go.jp/yusei/kojin\\_joho/index.html](https://www.soumu.go.jp/yusei/kojin_joho/index.html)





八王子市は、東京都内市区町村の中で面積2位の広さと人口数8位の58万人を有する都市です。都心から近い場所に位置していますが、緑豊かな自然もあり、国内のみならず世界中から訪れる観光地高尾山はとて有名です。今回はその八王子市の、文書集配に関するご担当者からお話を聞きました。

**Q 公文書集配業務を委託した経緯を教えてください。**

**A** 八王子市は面積が広く、数多くの市施設が点在しており、年々増加する郵送料の負担が課題となっていたことから、信書便事業者への業務委託を行うこととしました。



**Q 公文書の集配先や巡回ルートなどについて教えてください。**

**A** 市内の各事務所、小中学校、公立保育園、地域包括支援センターなど約170の施設を8コースに分けて毎日配送しています。

**Q 公文書集配業務を委託したことによる効果を教えてください。**

**A** 経費削減、職員の効率的な配置、適時・適切な配送が実現しました。これまで行っていた市職員の運転による配送の事故等のリスクが無くなったことも大きいと思います。

**Q 今後委託を検討される地方公共団体の方へのメッセージをお願いします。**

**A** 信書便事業者の選定にあたっては、総務省のホームページ「信書便事業者一覧」を参考にしました。また、配送先を追加するなど巡回ルートを変更する際は、契約中の信書便事業者にご相談し、最適なルートを提案していただき大変助かりました。専門の事業者をお願いすることで、効率的な業務実施が実現できました。



東京都に本社を置くA社は、平成25年に信書便事業に参入し、1号役務を展開しています。以下は、このサービスのご担当者の方からお聞きした話です。

**Q** 信書便事業に参入することとした経緯を教えてください。

**A** 弊社では精密機器を含む輸送を取り扱ってきておりますが、紙の輸送物のうち信書に該当するものの正確性と安全性の重要性を改めて認識し、お客様へのサービス強化と新たな事業の柱としての可能性を感じ、信書便事業へと参入することといたしました。

**Q** 提供しているサービスの具体的な内容を教えてください。

**A** 弊社では、1号役務を通じて定期ルート配送サービスを提供しております。主に荷主様の拠点、特に企業の総務部門を対象とした文書配送を担っており、お客様の多様なニーズに応じた柔軟な対応が可能な体制を整えています。また、お客様との密な連携を通じた集配業務の効率化に取り組んでおり、複数のルート便を時間帯ごとに調整し、機動的かつ効率的な集荷・配送を行うことで、安定的なサービス提供を実現しています。現在、パートタイマーを含め90名以上の社員がおり、信書便関連の業務に従事しているのはそのうち5名になります。

**Q** 先進的な取組事例があれば教えてください。

**A** 車両の安全運行等を念頭に、GPSによる車両追跡、デジタルタコグラフによる記録管理を導入しており、万一何かあった際にはすぐに現地に行ってフォローすることが可能になります。また、日報をデジタル化して管理や集計をしやすくし、オンラインによる安全運行教育や事故事例を定期的に共有するなど、制度・技術の両面から信頼性向上を図っています。

**Q** サービス提供にあたって工夫されている点があれば教えてください。

**A** 配達時の顔写真付き従事者証の提示による信頼性の確保、受取人不在時のドライバーから管理者への報告・相談等の連絡体制の確保、信書便物の安全性を保つための二重梱包や専用容器の使用など、細部に配慮した工夫を実施しています。

**Q** 申込を受け付けてから受取人にお届けするまで、具体的にどのような流れとなっているのでしょうか。

**A** 主に関東近郊(東京、千葉、神奈川、埼玉、群馬、栃木)のお客様の拠点へのルート配送となります。ルート配送のため、都度申込受付等はありませんが、1便あたり3~9拠点程配達いたします。



**Q** 業務の一部を委託しているということですが、どのような業務を委託されていますか。

**A** 主に集配業務を委託しています。委託先とは定期的な業務確認・教育(変更があった場合は書面でのチェック、必要事項があれば随時報告。)を通じ、サービス品質の保持に努めています。

**Q** 信書便事業の適正な運営のために、委託先を確実に管理することは重要と思われませんが、委託先の信書便管理者の選任にあたっての選定基準を教えてください。

**A** 法令遵守の姿勢、個人情報保護の意識、業務への理解や教育体制の有無などを重視し、面談・実績調査を踏まえ、信書便事業者協会の講習会の受講を前提として選定しています。

**Q** 信書の秘密保護の観点から、従業員への教育にどのように取り組んでおられるのでしょうか。委託先がある場合は、従業員とは別に工夫されている点などを教えてください。

**A** 社内では年1回の研修を行い、信書の定義、漏洩リスク、対応事例などを共有しています。主に信書便管理者が講習を受けた際の資料を使い、社内、委託先に指導しています。

**Q** 業務委託をする際、無認可の委託先にならないよう留意している事項を教えてください。

**A** 委託前の認可状況確認、業務契約書の明記、委託後の定期確認・記録保管を徹底し、無認可防止に努めています。

**Q** 貴社では障がい者の方がおられるとのことですが、どのような障がいをお持ちの方が特定信書便事業でご活躍されているのでしょうか。

**A** 身体障がい者が1名おり、配車業務をメインにスケジュール管理などの事務作業の中心人物として活躍いただいています。

**Q** 日頃、貴社が課題と思っていることがあれば教えてください。

**A** 信書便事業に関する認知度の向上が一番必要であると感じております。信書便事業に関する情報が少ないため、行った先の担当者はご理解いただいているとしても、世間やその先のお客様には理解されていない、もしくは初めて知ったというお客様も多いです。信書便を貨物輸送という形で捉えられている方も多々いらっしゃるのかなという印象もあります。事業内容や信書便事業者の役割等について広報いただけるとありがたいです。

**Q** 最後に、今後、信書便の利用を検討している方へのメッセージがあれば教えてください。

**A** 信書便は、正確性・機密性・安全性を備えた文書を配送する手段です。大切な書類を確実に届けたいとお考えの方に、ぜひご活用いただきたいと思います。



大阪府に本社を置くB社は、平成17年に信書便事業に参入し、3号役務を展開しています。以下は、このサービスのご担当者の方からお聞きした話です。

**Q** 信書便事業に参入することとした経緯を教えてください。

**A** 元々は冠婚葬祭を中心としたビジネスを展開しており、自社の結婚式場や葬儀会館に電報が届く仕組みに興味を持ち、調査すると当時は1社が独占でビジネス展開していたため、選択の幅を増やす方がお客様にとってメリットがあるのでは、又そこにビジネスチャンスがあるのではと思いました。その当時は信書便法が施行された直後であったことも重なり、参入しようと決めました。

**Q** 提供しているサービスの具体的な内容を教えてください。

**A** 3号役務である結婚や昇進のお祝いやお悔やみのメッセージを取り扱っています。また、大手配送会社と業務提携して全国配送に対応しています。

**Q** 先進的な取組事例があれば教えてください。

**A** 配送事故を起こさない事、未然に防ぐようなシステムを構築し実施しています。また、自己啓発ポスターを自ら作り、配送業務を委託している業者の事業所に貼っていただいたりしています。

**Q** 申込を受け付けてから受取人にお届けするまで、具体的にどのような流れとなっているのでしょうか。

**A** インターネットやFAXにてご注文をお受けし、そのお届け先エリアの委託先業者にデータが自動的に飛び、そこで印刷、商品の作成を行い、日時、内容などを確認し、ご指定期日までにお届け手配しています。

**Q** 業務の一部を委託しているということですが、信書便事業の適正な運営のために、委託先を確実に管理することは重要と思われます。委託先の信書便管理者の選任にあたっての選定基準を教えてください。

**A** 弊社では配送業務を委託しており、原則として委託先の責任者が信書便管理者となっていますが、もちろん一番初めの段階で面談を実施し、内容を確認して合意を得られてから委託契約を結ぶほか、契約後も研修等を実施しています。

**Q** 信書の秘密保護の観点から、従業員への教育にどのように取り組んでおられるのでしょうか。委託先がある場合は、従業員とは別に工夫されている点などを教えてください。

**A** 社員のうち複数名が、信書便事業者協会が実施している講習会に毎年参加し、基本に立ち返ると共に知識を深めているほか、全社員に対しては年1回以上、動画や信書便事業者協会の講習会資料や信書便年報などを活用し、研修及び理解度テストを実施しています。委託先については年1回から年3回の研修及び全対象者に対して理解度テストを行っています。

**Q** 業務委託をする際、無認可の委託先にならないよう留意している事項を教えてください。

**A** 委託先との認可の完了があった段階で業務委託を開始していますので、無認可委託が起こることはありません。

**Q** 貴社では障がい者の方がおられるとのことですが、どのような障がいをお持ちの方が特定信書便事業でご活躍されているのでしょうか。

**A** 障がい者の方は1名おりますが、高いPCのスキルを活かし、経理、総務を中心に配送管理業務の一部などその他業務全般に関わり活躍してくれています。

**Q** 貴社の信書便を利用しているお客様からはどういった声が寄せられていますか。

**A** ・時間指定ができ、注文締切りから配達完了まで最長3時間でお届け可能なので、急に依頼しても希望日時までに間に合わせていただき大変ありがたい。  
・料金がとても安いので今後もずっと利用したい。  
・台紙の種類が多く、用途に応じて注文できてうれしい。  
・電文内容に他社と違うオリジナル性を出すことができるのでありがたい。  
といった声をいただいています。

**Q** 今後、信書便の利用を検討している方へのメッセージがあれば教えてください。

**A** 信書便事業の許可を得るといことは、信書の秘密を守る義務が生じるということであり、会社の信頼性向上に寄与するものと考えています。参入されている事業者数はまだまだ少ないし、信書取扱いの通数や売上が増える可能性もあるので、参入をされたい方には前向きに検討されてはいかがでしょうか。





東京都に本社を置くC社は、平成20年に信書便事業に参入し、3号役務を展開しています。以下は、このサービスのご担当者の方からお聞きした話です。

**Q** 信書便事業に参入することとした経緯を教えてください。

**A** 平成15年の民間事業者による信書の送達に関する法律の施行により、これまで培ってきた国際慶弔メッセージサービスのノウハウと、通信事業者であるグループ会社のバックボーンを活かし、国内市場に参入いたしました。

**Q** 従業員は何人でしょうか。

**A** 弊社は、東京都新宿区及び愛媛県松山市において信書便事業を行っております。新宿区では企画・営業・在庫管理、松山市ではインターネットによるお問い合わせセンター業務及び115番センターにおける電話受付を行っており、当該事業に関わる従業員は新宿区が約15名、松山市が約45名で、計60名ほどになります。

**Q** 提供しているサービスの具体的な内容を教えてください。

**A** お祝いやお悔やみのメッセージサービスを運営しております。受付窓口はインターネットサイト及び電話受付(115番)となります。

**Q** 先進的な取組事例(例えば法令遵守や効率化等の取組など何でも)を教えてください。

**A** 他の特定信書便事業者と協定を締結し共同配送を行っており、配送や在庫管理の効率化を図っております。また、お客様窓口(インターネットによるお問い合わせと115番電話受付)を1拠点に集約し、人材のマルチスキル化、業務統合を行い効率化しております。

**Q** サービス提供にあたって工夫されている点があれば教えてください。

**A** 法人様専用台紙、ぬいぐるみなどのキャラクター品やSDGs実現のためのサステナブルな台紙(例:茶殻入り用紙を使った台紙)など、ニーズや時代背景にあった台紙を開発しております。



**Q** 申込を受け付けてから受取人にお届けするまで、具体的にどのような流れとなっているのでしょうか。

**A** ①お客様からのご注文を受付、②構築したシステムにより協定先事業者へ自動で出荷指示、③作成された信書を配送店(全国約300拠点)から出荷、④受取人様へ配達するという流れになっております。

**Q** 信書の秘密保護の観点から、従業員への教育にどのように取り組んでおられるのでしょうか。委託先がある場合は、従業員とは別に工夫されている点などを教えてください。

**A** 信書便協定を締結している事業者の主導で研修用マニュアルを作成し、委託先の全国の配達員と事務員に対して誤配達防止のための研修及びチェックテストを概ね3カ月毎に実施しております。弊社も研修に参加して注意事項等のお話をさせていただいております。また、当該事業者の委託先では配送ルールの順守事項確認のため、定期的に配送店への巡回が行われております。

**Q** 貴社の信書便を利用しているお客様からはどういった声が寄せられていますか。

**A** ・様々な台紙が利用出来る。  
・特定の受取人に対して差出人の意思を表示できるため、慶弔だけでなく、一般的な内容で利用できるので便利。  
・配送時間をもう少し早い時刻から選択できるとよい。  
・海外から送ることができ非常に助かった。  
・文例を多く用意してもらっているので参考になる。  
・入力する必要がある項目が多いので、サイトの操作性が上がるとうい。  
といった声をいただいております。

**Q** 最後に、今後、信書便の利用を検討している方へのメッセージがあれば教えてください。

**A** 弊社は信書便の中でも、祝電や弔電など、企業様や個人様の重要なイベントにご活用頂ける信書サービスを提供しています。通信技術が発達する中でも、想いを伝えるという観点でのコミュニケーションにおいて信書の役割は特別な位置づけであると考えています。利用シーンに合わせて信書という通信手段を選択肢に入れて頂き是非ご活用ください。





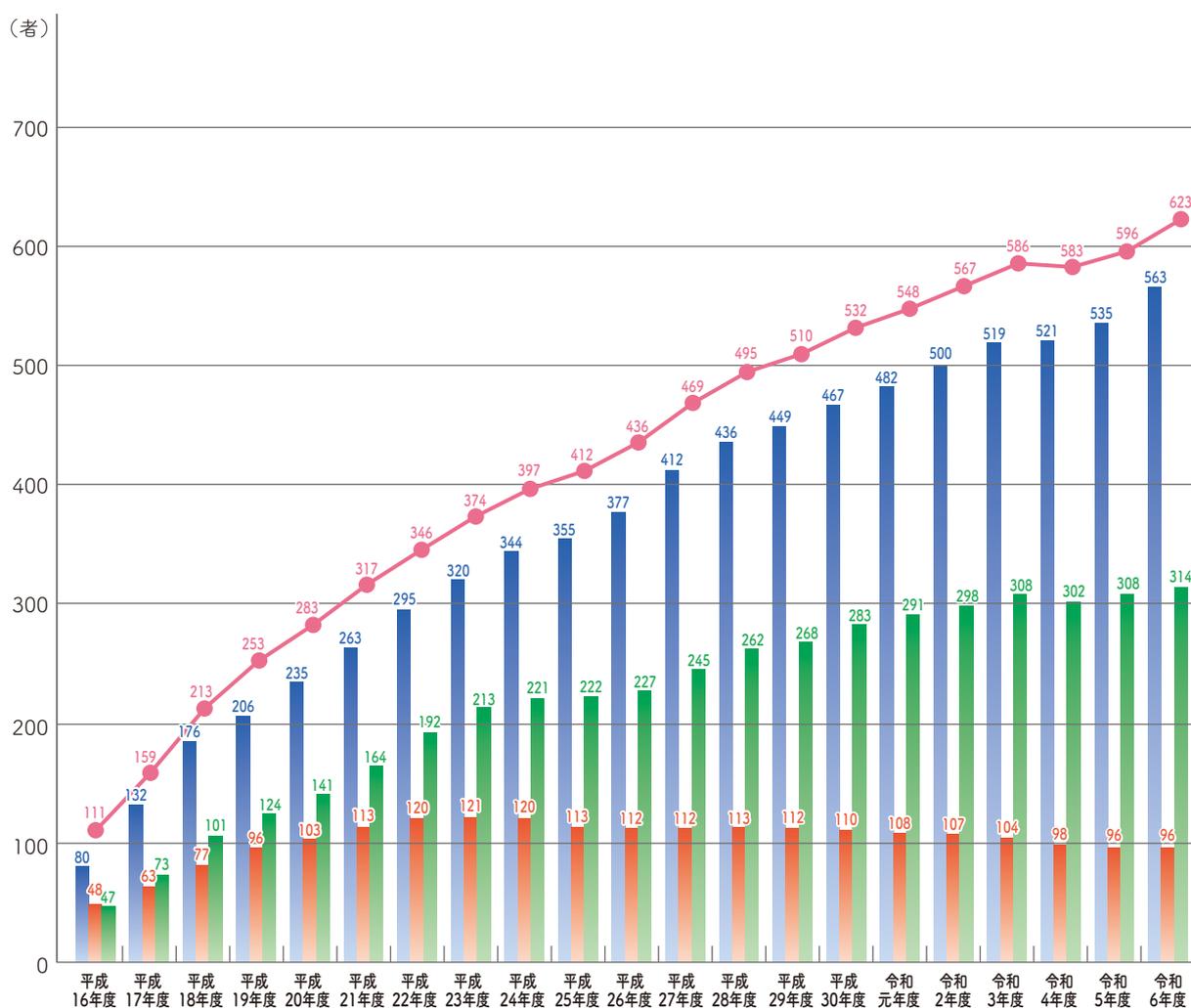
# 信書便事業の現況

## 1 参入事業者数と役務別提供者数の推移

一般信書便事業への参入はないものの、特定信書便事業への参入は、令和6年度末時点で623者となっています。

役務別にみると、1号役務と3号役務を提供する事業者の割合が多くなっています。

図表1 事業者数及び役務別提供者数の推移(年度末時点)



- 1号役務(長さ・幅・厚さの合計が73cm超又は重量が4kgを超える信書便物を送達する役務)
- 2号役務(差し出されたときから3時間以内に信書便物を送達する役務)
- 3号役務(料金の額が800円超の信書便物を送達する役務)
- 特定信書便事業者数

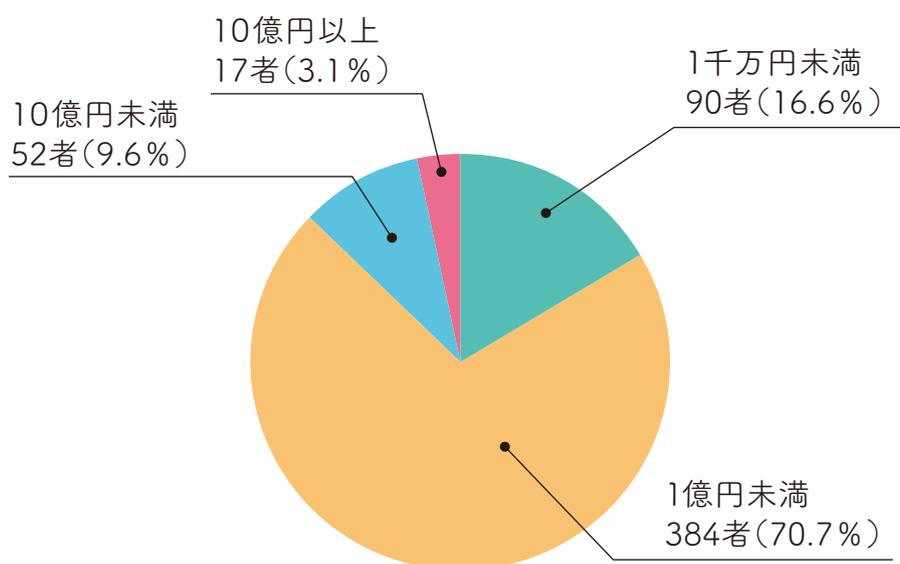
※複数の役務を提供する事業者がいるため、事業者数と役務別提供者数の合計は一致しません。

## ② 参入事業者の規模、主たる事業

信書便事業者のうち会社形態の事業者を資本金別に見ると、1億円未満が全体の約87%を、その中でも1千万円未満が約17%を占めており、会社形態以外の個人事業者が15者いることをあわせ考えると、小規模な事業者による参入も比較的容易であるとみることができます。

また、参入事業者が信書便事業の他に営んでいる事業としては、貨物運送業が大多数を占めており(約75%)、その他に警備業、建物サービス業、障がい者福祉事業などがみられます。

図表2 資本規模別の特定信書便事業者数及び割合(令和6年度末)



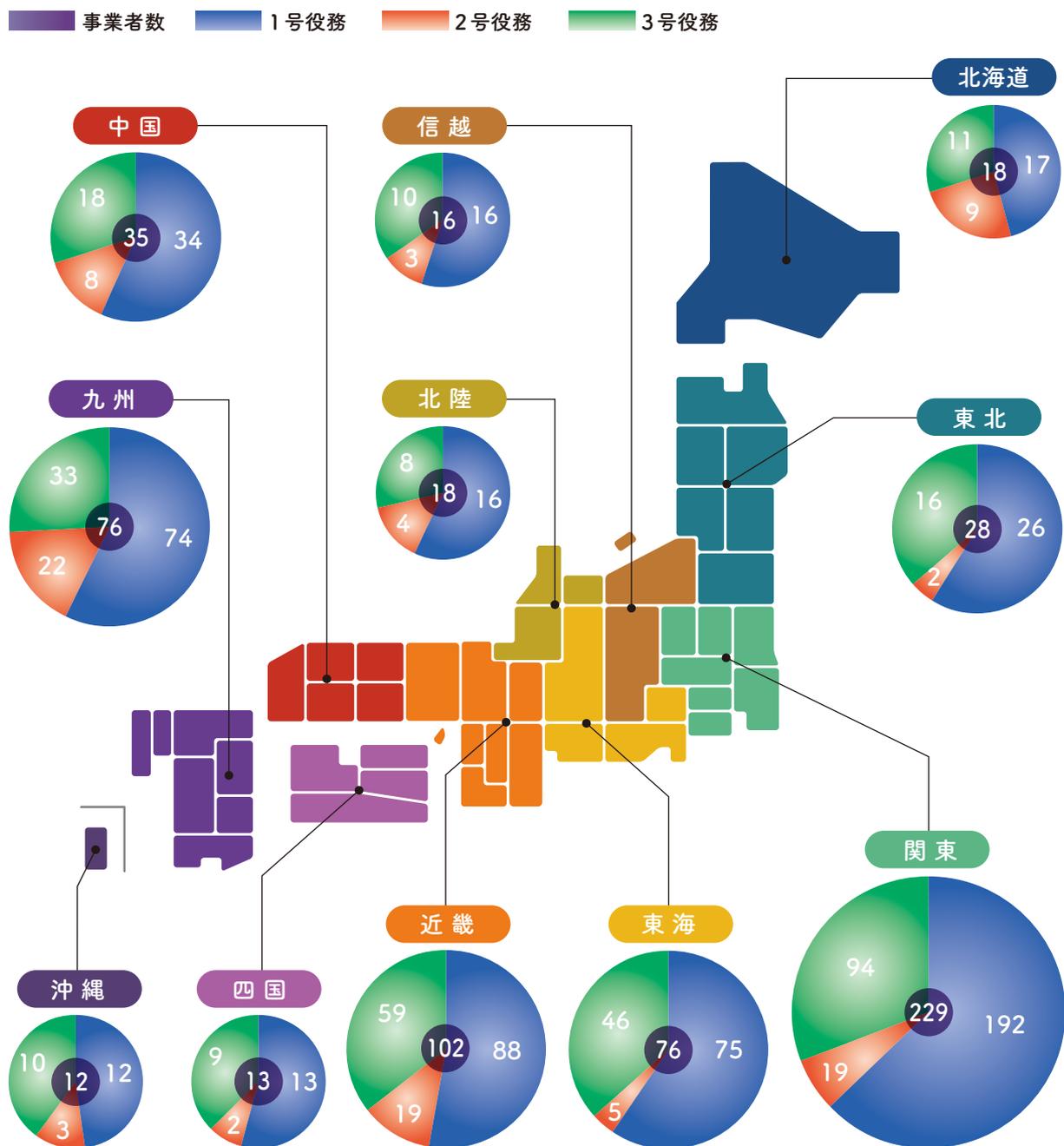
図表3 主要業種別の特定信書便事業者数(令和6年度末)

| 業種別          | 事業者数 | 業種別        | 事業者数       |
|--------------|------|------------|------------|
| 貨物運送業        | 467  | 製造業        | 5          |
| 警備業          | 38   | 不動産業       | 4          |
| 建物サービス業      | 18   | 専門・技術サービス業 | 4          |
| 障がい者福祉事業     | 17   | 自動車整備業     | 3          |
| 卸売業、小売業      | 10   | 労働者派遣業     | 3          |
| 情報通信業        | 7    | 生活関連サービス業  | 2          |
| 運輸に付随するサービス業 | 7    | 倉庫業        | 2          |
| 旅客運送業        | 6    | 飲食サービス業    | 1          |
| 建設業          | 5    | その他サービス業   | 19         |
| 廃棄物処理業       | 5    | <b>計</b>   | <b>623</b> |

### ③ 地域別参入状況

特定信書便事業者の本社所在地別に見ると、高知県を除くすべての都道府県において事業参入が行われています。

図表4 本社所在地別の特定信書便事業者数(令和6年度末)

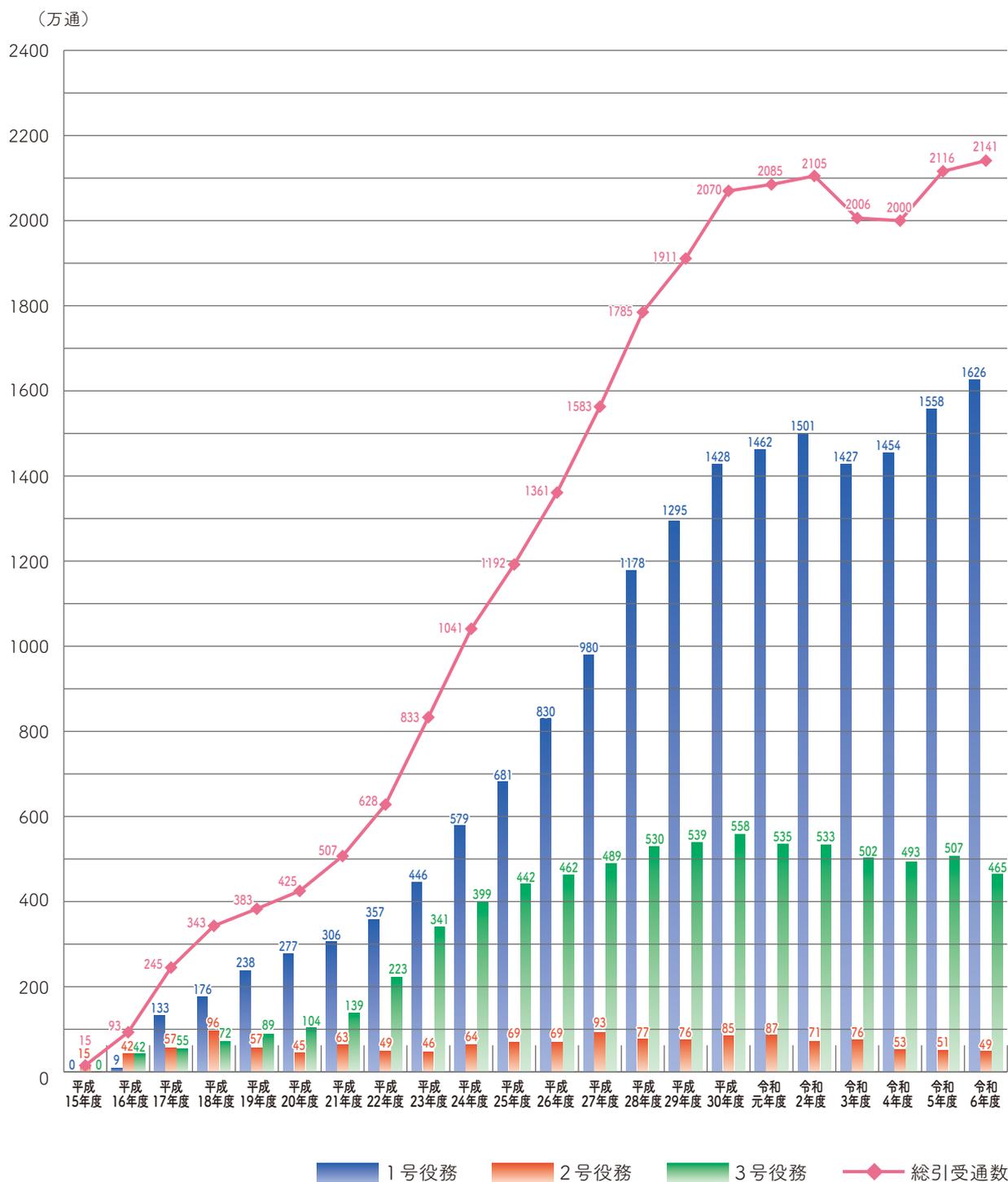


※複数の役務を提供する事業者がいるため、事業者数と役務別提供者数の合計は一致しません。

## 4 引受通数の推移

令和6年度においては全体で約2,141万通となり、前年度比1.2%の増加となっています。  
 役務別の引受通数は、1号役務が約1,626万通(約76%)、次いで3号役務が約465万通(約22%)、2号役務は約49万通(約2.3%)となっています。

図表5 役務別引受通数の推移(年度別)

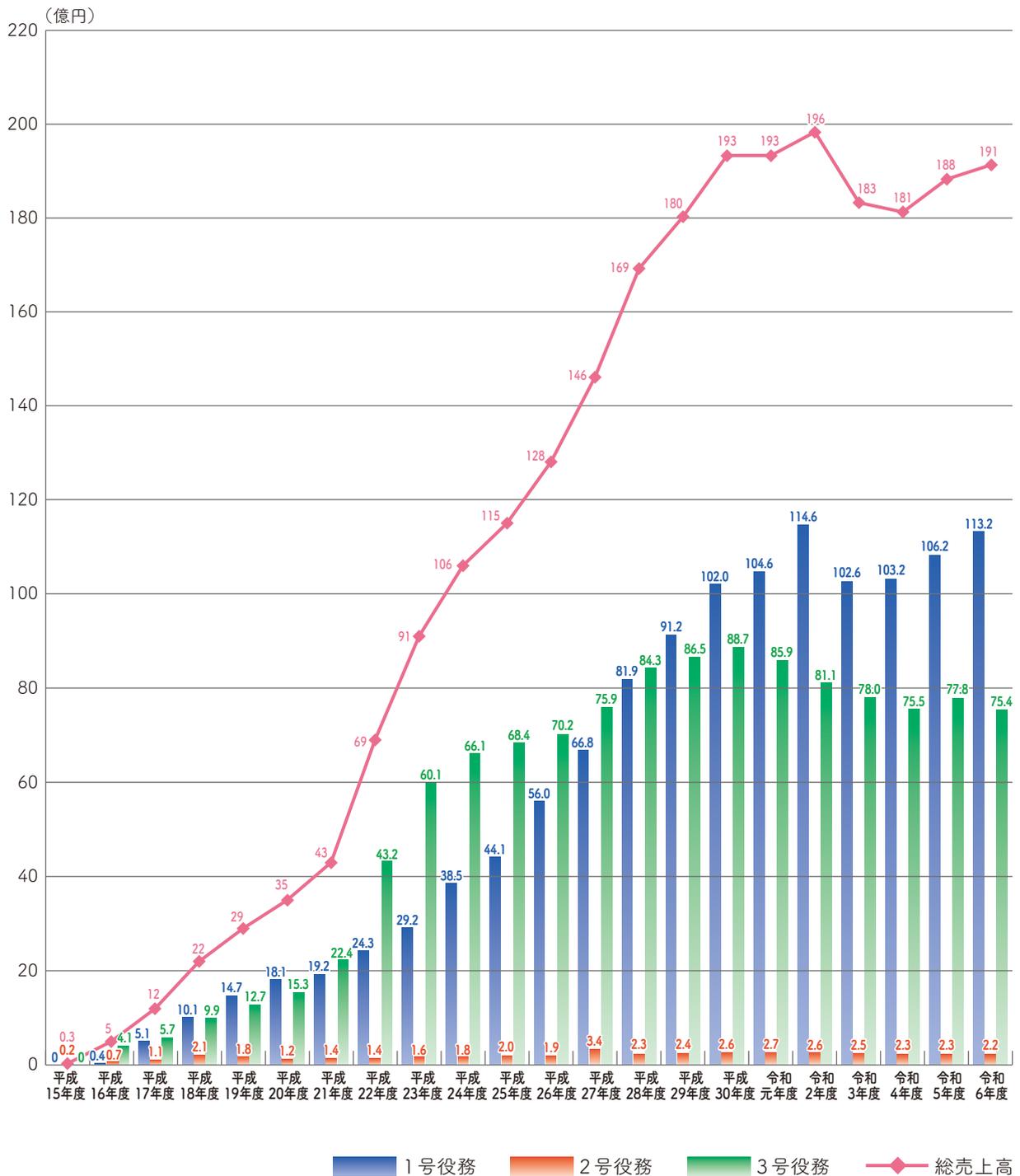


## 5 売上高の推移

令和6年度においては、全体で約191億円となり、前年度から1.3%の増加となりました。

役務別に見ると、売上高総額のうち、1号役務が約113.2億円(約59%)、次いで3号役務が約75.4億円(約40%)、2号役務は約2.2億円(約1%)となっています。

図表6 役務別売上高の推移(年度別)



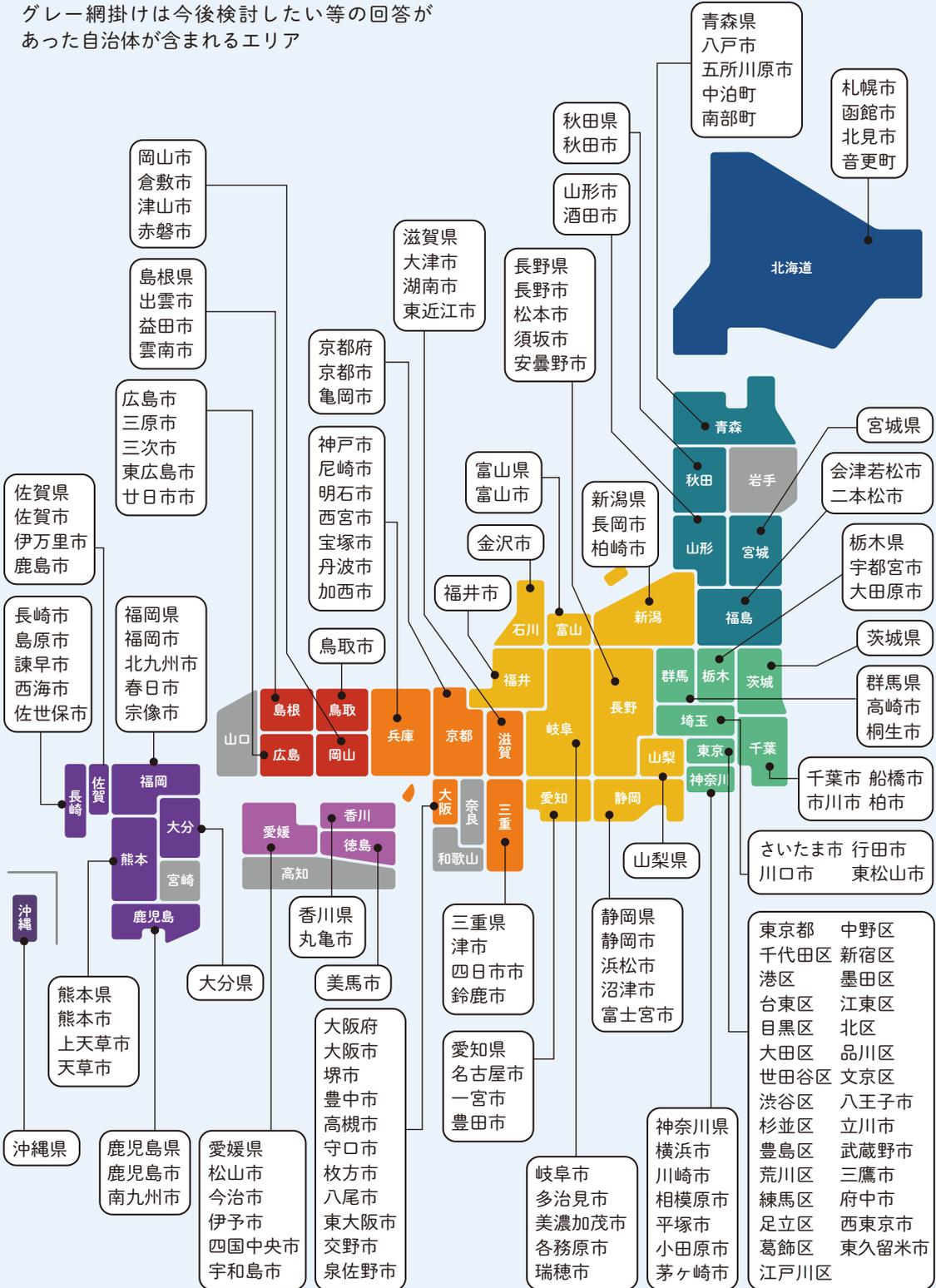


# コラム Column

## 公文書集配業務の 信書便事業者への委託状況

令和7年実施のアンケート調査を基に作成

グレー網掛けは今後検討したい等の回答があった自治体が含まれるエリア





# その他の取組

## ① 「特定信書便マーク」について

特定信書便事業者から、信書を取り扱うことが可能であることを明解に示すシンボル類の制定に対する要望が強く寄せられてきたことを踏まえ、平成22年3月に、総務省において特定信書便事業者であることを示す「特定信書便マーク」を制定しました(下図)。総務省ではこのマークの制定

により、①利用者が特定信書便事業者を容易に識別可能となる、②特定信書便事業者に対する信頼性の向上を通じ、特定信書便事業全体の活性化に資する、③特定信書便事業者自身の適正な業務運行継続のインセンティブとなる、という効果を期待しています。

### マークのデザイン



- 色 (JIS慣用色名) / コバルトブルー
- マークの大きさ (縦・横の比率) / 縦：横 = 1：1

このマークは、総務省が特定信書便事業者の応募の中から公正に選定したものです。

平和の象徴であるハトが、「信書」を運んでいる姿を表現したもので、古代から通信を担ってきた伝書鳩が、信書を安全・確実に送り届けることをイメージさせる作品です。背景のブルー色は、「希望」「冷静」のイメージ(“Blue Bird”<青い鳥・希望の鳥>)から、リボン付きの信書を大切な相手に向けて無事に届ける願いを込めています。

### マークの使用

本マークは、総務省が商標登録をしています。特定信書便事業者は、総務省から商標に係る通常使用権の許諾を受けることにより、特定信書便マークを無料で使用することができます。現在、約250の特定信書便事業者が利用しています。



● 実際の使用例

## ② 一般社団法人信書便事業者協会の活動について

当協会は平成25年1月4日、信書の送達事業に携わる事業者の適正な業務運営を確保するとともに、事業者間の情報交換・連携を促進し、業界全体の活性化を通じて、信書便利用者に対する更なるサービスの向上と会員の事業拡大の機会を拡げることを目的として設立されました。令和7年9月1日現在、会員数は125者となっています。

当協会では、利用者の視点に立った信書便事業の健全な発展に向け業界の自主的な取組を促進する施策として、①講習会の開催、②ディスカッション及び諸テーマの講演会企画・開催、③顧問会議の開催、④優良信書便事業者表彰の実施、⑥信書制度に関する利用者への周知等に取り組んでいます。

## 1 講習会の開催

信書便事業者の社会的信用の維持向上と信書便事業の適正な運営を確保するため、全国すべての地域を対象として、オンライン形式の講習会に加えハイブリッド形式(集合とオンライン)講習会を交えながら開催しています。

### 〈令和7年度の開催実績〉

- 新任信書便管理者向け講習会 4回
- 業務経験のある信書便管理者向け講習会 7回
- 役務別講習会 2回
- 委託先向け講習会 4回
- ディスカッション 1回
- 講演会 1回

令和7年度は、オンライン形式並びにハイブリッド形式を含め、19回の講習会を開催しました。今後も、委託先を含めた教育・訓練の機会の充実化に向けて取り組んでいきます。

また、事業者が提供するサービスを踏まえ、個別ニーズに応じた「個別講習会」も実施しています。

### 〈講習会の概要〉

#### (信書便管理者向け講習会の例)

- 講習①: 信書便管理者が理解しておくべき事項  
(信書便約款、信書便管理規程、信書の秘密の範囲等)
- 講習②: 信書便事業運営上のポイント  
(実務従事者教育のポイント、ヒヤリハット・事故事例の共有等)
- 理解度テスト
- 修了証書の交付



修了証書のイメージ



理解度テストのイメージ

## 2 ディスカッション及び講演会の企画・開催

会員事業者間のディスカッション及び様々なテーマの講演会を企画・開催し、会員事業者間の相互コミュニケーションを図っています。

## 3 顧問会議の開催

信書便事業者協会におけるガバナンスの客観性・透明性を担保するため、会長の諮問機関として平成28年度に設置。外部有識者を構成員として、年2回以上開催しています。令和7年度の顧問会議においては、協会の今後の新たな施策内容について審議を行いました。

## 4 優良信書便事業者表彰の実施

適正な業務運営の確保、利用者に対するサービス向上及び事業機会の拡大を図るため、これらに貢献する活動を行った事業者を表彰する制度を平成28年度に創設し、表彰しています。令和7年度までに、21者の事業者が受賞しています。

## 5 信書制度に関する利用者への周知

国会における附帯決議を踏まえ、信書制度に関する利用者の理解及び認識を深めるため、協会及び会員による周知活動を継続しています。

さらに、信書便事業に新規参入した事業者向けに、書類の作成や管理方法などのアドバイスを行う支援サービスを提供しています。

総務省としては、関係行政機関等との連携の下、同協会による業務の適正な運営の確保への積極的な貢献が重要と考えており、同協会には他の模範となる優良事業者の育成とともに、業界全体のレベルアップへの尽力を期待しています。



Association of letter service enterprise  
信書便事業者協会

連絡先 一般社団法人 信書便事業者協会 事務局

東京都豊島区南大塚2丁目26番9号 キクエイビル303号室  
TEL: 03-6912-1131 FAX: 03-6912-1232  
https://shinsho-bin.com/  
E-mail: jim@shinsho-bin.com